

4 学生の受け入れ

[現状の説明] (「評価の視点」4-1 から 4-17)

(学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施)

4-1 法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した学生の受け入れ方針を定めているか。また、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表しているか (「専門職」第 20 条)。

法科大学院の入学者選抜試験 (以下、「入学試験」という。) においては、高度の能力と倫理観を備えた多様な人材を公平に選考するため、また本法科大学院の地域に根ざした国際化に対応しかつ地域行政にも通じた法曹養成という理念・目的に即した者を選抜する。そのために、全受験生に対して、表現力を測る第 4 部論述試験を含む適性試験、学部等の成績、個人調書、社会活動の実績、面接の結果を総合して行うこととし、学業以外の活動実績や社会人としての活動実績は、個人調書の記載により評価し、面接では、法曹をめざすにいたった動機、勉学意欲、社会的関心事についての理解度や評価・判断力、さらに作成した面接の設定問を通じてその理解力、論理的思考能力、表現力、応用能力などを試すこととしている。また、入学試験においては、法学未修者と法学既修者を区別せず、適性試験の結果による受験制限も行っていない。

具体的な選抜方法及び選抜手続としては、2011 年度入学試験より試験機会を一度増やし、入学試験を夏季、秋季及び春季の 3 回に分け実施し、それぞれにおいて、表現力を測る第 4 部論述試験を含む適性試験、書類審査 (出身校の成績証明書、個人調書等)、面接試験を実施し、総合点により合格者を決定している。なお、2013 年度入学試験より試験機会をさらに一度増やし、4 回とすることとした。また、2013 年度入学試験より本学固有の小論文試験に代えて適性試験の表現力を測る第 4 部論述試験を評価対象とした。(ただし、適性試験受験者のうち、同第 4 部論述試験部分の解答のない者が実際には少なくないことが明らかとなったため、2014 年度入学試験より本学固有の小論文との併用とすることを決定済みである。)

以上については、「アドミッション・ポリシー」を含め、入学試験要項及びホームページ上で公表している。

4-2 入学者選抜に当たっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか (「専門職」第 20 条)。

入学者選抜にあたっての評価については、表現力を測る第 4 部論述試験を含む適性試験の結果を 100 点満点に換算し、書類審査 (出身校の成績証明書、個人調書等) の結果を 50 点満点で数値評価し、さらに面接試験を実施して 150 点満点で評価し、合計 300 点満点として合計得点の上位の者から順に最終合格者を決定している。適性試験の点数において法曹としての基本的資質・適性をみて、面接においては、法学的知識の有無を問うことは無論なく、本法科大学院の受け入れ方針や選抜基準に照らして数値化するので、選抜は適確かつ客観的な評価に基づいている。

なお、前回の認証評価受審時において、社会人志願者の選考方法について「勧告」を受けたが、従来より社会人について特別な出願区分は設けておらず、また、2013 年度入学試験より書類審査における成績証明書と個人調書の配点比率を本研究科ホームページで公表していることから改善済みである。この旨は、2012 年度「改善報告書」にも記載の通りである。

4-3 学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したもとなっているか (「専門職」第 20 条)。

入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、出願資格については、適性試験管理委員会が当該年度に実施した「法科大学院全国統一適性試験」を受験した者であって、次の (1) ～ (8) のいずれかに該当する者としている。

- (1) 大学を卒業した者または 2013 (平成 25) 年 3 月卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を取得した者または取得見込みの者。
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者または修了見込みの者。
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより、当

該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者または修了見込みの者。

- (5) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または入学までに修了する見込みの者。
- (6) 専修学校の専門課程（修学年限が 4 年以上であること。その他、文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (8) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

これらの事項はホームページ上で公表し、入学試験要項でも明示している。

入学試験要項は、神奈川大学の窓口・守衛所で無料配布する他、神奈川大学入試センターに請求があれば送付し、また各種団体が実施する法科大学院説明会においても無料配布している。

（入学者選抜における競争性の確保）

4-4 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。

入学者選抜において、ここ 2 年の志願者は激減している（具体的な志願者数、受験者数、競争倍率については下記の表のとおり）。司法試験合格者の減員を含む制度の見直し論が大きく影響していると考えられる。このような状況において競争性を確保するのは極めて難しい。

入学試験年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
志願者数	149 名	78 名	41 名	29 名
受験者数	117 名	63 名	39 名	28 名
合格者数	53 名	34 名	22 名	14 名
競争倍率	2.21 倍	1.85 倍	1.77 倍	2.00 倍

本学においても、競争性及び学生の質の確保のため敢えて定員を割り込んだ合格者を出すこととなった。また、このような状況を踏まえ、2010 年度入学試験から定員を 15 名減じ 35 名とし、秋季・春季 2 回の入学試験に加え、学生の質確保をめざし早い夏の段階において夏季入学試験を新たに設けた。さらに、2013 年度入学試験より試験機会を 4 回とし、適性試験及び面接重視の新しい選抜方法を試みている。加えて、入学説明会を増やすなど広報活動の強化に力をいれている。この改革・努力がどの程度功を奏するかは未だ明らかではないが、少なくとも 2013 年度夏季入学試験では昨年度の倍の応募者があった。

（添付資料 4 「2004-2013 法務研究科入学試験結果」）

（実施体制）

4-5 入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているか。

入学試験に関する業務の実施体制については、研究科委員会において各季の入学試験及び法学既修者認定試験に関する基本方針及び入学試験要項の内容を決定し、この決定にもとづき、研究科委員長の指示の下、神奈川大学入試センター（「神奈川大学入試センター設置規程」）の業務として、入学試験要項・出願書類等の印刷と配布、ホームページ等による広報、試験問題の作問依頼及び印刷、出願書類の受け入れと整理、書類審査・面接試験の面接委員・監督者・面接委員の依頼、試験会場の設営などの所要の事務を、同センター事務職員が実施している。出願書類の審査、表現力を測る第 4 部論述試験の採点、面接試験の面接委員は、すべて法務研究科専任教員が担当し、研究科委員会の構成員全員による合否判定など法務研究科委員会の議を経て、全学の組織である大学院委員会の決定により合格者を決定する体制となっている。

（複数の入学者選抜の実施）

4-6 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか。

各季の入学者選抜においては、それぞれの選抜方法は同一であって、複数の選抜方法は採用

していない。

(公平な入学者選抜)

4-7 自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか(「連携法」第2条)。

公平な入学者選抜の確保については、特定の団体等からの推薦などの優先枠は設けず、全ての志願者について、表現力を測る第4部論述試験を含む適性試験の結果、提出書類の審査結果、面接試験の採点結果の各項目を前示のように数値化し、合計点数の最も高い者から順に定員を満たすまで学生の質に留意しつつ(そのため定員に満たないこともある)合格者とする方法で選抜している。表現力を測る第4部論述試験の採点に際しては、2名の採点者が別個に採点作業を行っており、また提出書類の審査及び面接試験についても2名の専任教員が審査を担当する体制をとり、担当者による評価の偏りを低減し、公平性を確保するように努めている。なお、各年度の入学試験における合格者のうち神奈川大学出身者の占める割合は、近年やや増加傾向にある。それは入学者数が減少しているのに神奈川大学出身者は従来とあまり変わらないからである。詳細は以下の通りである。

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
合格者数	20	17	13	8
神奈川大学出身者数	4(20.0%)	5(29.4%)	4(30.8%)	3(37.5%)

(適性試験)

4-8 適性試験の結果を適切に考慮するなど入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行っているか。また、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか。

適性試験は第1部から第4部までのすべてを選抜にあたり、評価対象としている。しかも第4部については、本学において改めて2名の教員により採点をし、表現能力に関して入学者としての適性を判断している。また、適性試験の結果については、総受験者の下位15パーセントを目安として、それに属する者については選考除外となりうることを入学試験要項に明記している。以上のように、適性試験を含め、入学者の適性を適確かつ客観的に評価することにより著しく適性を欠く学生の受け入れは行ってこなかった。

(添付資料4「2004-2013 法務研究科入学試験結果」、「2012年度志願者の適性試験分布」)

(法学既修者の認定等)

4-9 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び設定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか(「専門職」第25条)。

法学既修者の認定については、夏季を除く各季の入学試験時に、法学既修者認定試験を実施して、その合格者を法学既修者と認定している。認定試験受験者は実施済み入学試験における合格者及び当季入学試験受験者のうち認定試験受験を希望する者である。

法学既修者認定試験の実施科目は、法学既修者が1年次において履修を免除される1年次配当の法律基本科目群の必修科目である「公法(人権)」、「同(統治機構)」、「同(行政法総論)」、「民法(総則・物権)」、「同(債権総論・担保物権)」、「同(債権各論)」、「同(親族)」及び「同(相続)」、「刑法総論Ⅰ・Ⅱ」、「刑法各論」、「民事訴訟法Ⅰ」の内容に相応する科目である憲法・行政法(行政救済法は除く)・民法・刑法・民事訴訟法である。このうち憲法・民法・刑法は短答式及び論文式試験、民事訴訟法及び行政法は論文式試験を実施している。作問及び採点担当者は、各科目を担当する専任教員である。可否の判定は、全試験科目の総得点及び各試験科目の得点を勘案して、法学既修者として1年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力を有しているかを判断して判定している。なお、その際憲法、民法及び刑法以外の試験科目について6単位を上限として認定免除科目を必要に応じて履修させている。

また、過去3年以内の旧司法試験短答式試験合格の有無、財団法人日弁連法務研究財団並びに財団法人商事法務研究会主催「法科大学院既修者試験」の結果を出願書類に添付した者についてはその結果を考慮するものとし、このことは、試験科目、試験方法、試験時間と共に入学試験要項及びホームページで公表している。しかし、旧司法試験の廃止に伴い意味を失ってきたので、2014年度既修者認定試験からは旧司法試験短答式試験及び「法科大学院既修者試験」の

結果考慮はしないこととし、その旨の記載を削除することとした。

憲法・刑法はそれぞれ短答 30 点を含む 100 点満点、民法は短答 30 点を含む 170 点満点、そして行政法・民事訴訟法は論文式のみでそれぞれ 70 点満点、合計 510 点満点で採点し、おおむね 6 割の 300 点を目安として法学既修者認定するか否かを判断することとし、2014 年度入学試験より入学試験要項には配点及び認定基準の目安を記載することとした。

(添付資料 11-7 「2012 年度第 6 回神奈川大学大学院法務研究科委員会議事録」)

(入学者選抜方法の検証)

4-10 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているか。

入学者選抜の検証の体制については、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証・検討するための委員（入試・司法試験担当委員）が研究科委員会において専任教員から毎年 4 名選定され、当該委員が研究科委員会に具体的な改善案を提案し、研究科委員会における審議を経て決定する体制となっている。成績評価や単位認定など教育上・教務上の問題に関連して入学者選抜方法の改善の検討が必要となる場合も、研究科委員会で随時各教員から問題提起され、上記入試担当委員の検討事項とされ得る体制となっている。

(入学者の多様性)

4-11 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか。（「連携法」第 2 条、「専門職」第 19 条）。

入学者の多様性の確保については、特に社会人合格者枠などは設けていないが、出願書類審査における個人調書の審査及び面接試験においても多様な知識・経験を有することを評価の対象とするようにしている。また、面接試験において、これらの点を主張する機会が十分にあると考えている。

結果的には、2011 年度 13 名の入学者のうち、社会人経験者は 5 名、2012 年度 8 名の入学者のうち、社会人経験者は 1 名であった。昨年度初めて社会人経験者の比率が 2 割を割ったが、他学部出身者を勘案するとその比率は依然として高く、直ちに社会人入学試験を別に設ける必要はないものと考えている。

4-12 入学者のうち法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるよう努めているか。また、その割合が 2 割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか（「告示第 53 号」第 3 条）。

入学者のうち法学以外の課程を履修した者及び実務等の経験を有する者の占める割合は、本研究科設置以来、毎年 3 割を超えている（具体的な数値については、「法科大学院基礎データ」表 14 参照）。また、過去のすべての入学試験の結果について、合格者のうち法学以外の課程を履修した者及び実務等の経験を有する者の占める割合をホームページで公表している。

(入学試験における身体障がい者等への配慮)

4-13 身体障がい者等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。

入学試験における身体障がい者等への配慮については、身体障がい者等の受験を拒否してないのは当然のこととして、身体障がい等のために特別の配慮を要する受験者に対しては、「受験特別措置申請書」の提出を求めて具体的なニーズを事前に正確に把握し、適切な対応を取ることとしている。本研究科の入学試験では未だ例はないが、弱視者のための試験問題の拡大や読み取り機械の持ち込みの許可、精神的・身体的な特殊事情に配慮した別室受験の許可等の対応は、過去の他学部における入学試験において実例があり、また実例はないが、上肢に障がいがある受験者に対する代書受験等の実現も可能な体制になっている。また、入学試験段階での支援と入学後の支援とに一貫性をもたせ、支援の実を挙げるため、学内の関係部局（入試センター、学生生活支援部、学修進路支援部及び教育支援センター等）による協力が進められている。

(定員管理)

4-14 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学

者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか（「大学院」第 10 条）。

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切にとられているか。

入学定員及び学生収容定員の管理については、各季の入学試験及び法学既修者認定試験における合否判定会議において、入学者数が入学定員を大幅に超過・不足することにならないか、また法学既修者の受け入れにより 2 年次開講科目の受講学生数が過大にならないかという点に特に配慮して合否の判定を行っている。しかし、各季の入学試験及び既修者認定試験の合否判定の時点では、次年度における在籍学生数（とりわけ卒業せずに引き続き 3 年次に在籍する者の数）が確定していないため、学生収容定員の過不足については、概数を予測する以外に知る術がない。

本研究科設置以来、入学者数・在籍学生数ともに、入学定員・学生収容定員を若干名下回る数で推移してきたが、近年における志願者数の急減を受けて 2010 年度より、定員を 35 名とし、2011 年度からは試験回数を一度増やしたにも拘らず大幅な定員不足をもたらすようになった。具体的には、2008 年度には 50 名の定員に入学者は 43 名あり、収容定員 150 名に対し在籍学生数は 134 名であったのが、その後 2010 年度は 35 名の定員に対し 17 名の入学者、135 名の収容定員に対し在籍学生数は 86 名、2011 年度は 13 名の入学者、120 名の収容定員に対し在籍学生数は 66 名と約半数となり、そして 2012 年度は 8 名の入学者、105 名の収容定員に対し在籍学生数は 47 名となっている。そこで 2013 年度からは定員をさらに 10 名減じ、25 名にし、入学試験の方法も見直し、大幅な不足に対応しているところである。（具体的数値については、「法科大学院基礎データ」表 13・表 16 参照）。

（休学者・退学者の管理）

4-16 休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。

休学者・退学者の管理については、休学願・退学願にその理由を明示することとし、また提出前後に教務委員やクラス担任等の専任教員が面談して、それぞれの学生の状況の把握と指導を行うように努め、その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会において休学・退学の理由の把握・分析をする体制となっている。

（特色ある取組み）

4-17 法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するために、特色ある取組みを行っているか。

法科大学院として適切な学生の受け入れを達成するための特色ある取り組みとしては、まず第一に、各季における入学試験と法学既修者認定試験の各々の成績優秀者を「給費生」に採用する制度を設けて、本研究科の入学者としてより望ましいと考えられる者が本研究科に入学するためのインセンティブを高めるように務めていること、第二に入学試験において法学既修者と未修者とを区別することなく合否判定を行って合格者の多様性の確保に努めると同時に未修者入学（3 年間教育）が本養成制度の基本であることを維持していること、第三に法科大学院への進学を希望する者に対して実施する本研究科の入試相談会に在校生を相談員として参加させて、本研究科の教育内容や学習環境などについての情報をも提供することによって、受験生が本研究科の教育方針や教育内容に適合するか否かについての適切な判断をするための材料を提供するように努めていること、第四に「トライアルコース」を設けて、法科大学院に関心のある者に法科大学院の教育を体験する機会を設けていることが挙げられる。トライアルコースとは、既述のとおり大学院への進学希望者を対象に夜間や土曜日に無料開講する講座であり、本研究科では法曹を目指す社会人や学生（所属学部や学年に制限は設けていない）に広く門戸を開いている。なお、2011 年度は 11 名、2012 年度は 9 名がトライアルコースを受講しており、そのうち 1 名は本研究科の受験に結び付いている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」4-1 から 4-17）

法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的並びに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きを設定しこれらは、事前に入学志願者をはじめ

広く社会に公表している。また、**入学者選抜にあたっての受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生の受け入れ**については、客観的な評価によって受け入れられる選抜方法を採用している。学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっており、特に問題はない。

入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われており、特に問題はない。

公平な入学者選抜については、公平性を欠く入学者選抜が行われていることはなく、特に問題はない。

法学既修者の認定については、法学既修者が履修を免除される1年次配当の法律基本科目全てについて、科目担当の専任教員自身が作成した試験問題による法学既修者認定試験の結果を基礎として、作問者による判定会議によって認定の可否を判定しており、法学部出身であることや旧司法試験短答式試験の合格者であることで自動的に法学既修者と認定するのではなく、1年次配当の法律基本科目の履修免除に相応しい能力を有する者のみを認定し得る適切な認定基準と認定方法によって、公正に認定がなされている。このことを明確にするため、2014年度入学試験より認定試験科目や試験時間に加えて各試験科目の配点及び認定基準の目安を公表することとした。

入学者選抜方法の検証については、研究科委員会が検証の主体となる体制であり、構成員が少数であることから、細部についての検討も研究科委員会での審議が可能であることの利点を生かしていると評価できる。この間入学試験については4-4に既述のとおりいくつか改革を実施した。未だ経験は短い、今後入学試験の評価と入学後の成績さらに司法試験の結果との相関関係の検討・検証を行っていく必要がある。

入学者の多様性の確保について、出願書類審査・面接試験などによって配慮するのみであり、志願者に占める法学部以外の出身者及び社会人経験者の比率の大きさに依存する体制であることは否定できない。現状では、入学者のうち法学部以外の出身者と社会人経験者が占める割合が3割を超えているが、最近の適性試験受験者の動向をみると、将来、法学部在学学生又は法学部卒業後の年数の浅い者が志願者の大半を占める事態となる可能性を否定することはできない。それでもなお3割基準を維持するとなると何らかの検討を要しよう。

入学試験における身体障がい者等への配慮については、4-13に記載のとおり、神奈川大学の全学的な取り組みが積極的になされており、本研究科も身体障がい者等を受け入れる準備は、相当程度整っていると考えられる。

[将来への取組み・まとめ]（「評価の視点」4-1から4-17）

法学既修者の認定試験については、受験者からの照会に対し、合格最低点、本人の成績（合計得点及び科目別得点）などの開示を制度化することについて検討中である。

入学者の多様性の確保については、法学部以外の出身者又は社会人経験者の入学者に占める割合を一定水準に維持するため、入学定員に「他学部枠」「社会人枠」など、一定の優先枠を設けて設けることについて、適性試験の受験者の動向からそれら特定の人々の奪い合いになり、好ましくないし、不公正になる可能性もあり、見送ることとした。

入学試験における身体障がい者等へ更なる配慮を図るため、単に法科大学院の問題ではないので、学内において関係機関を通じて施設的にも人的にも安定的な充実した制度化に向けて努力する。

入学者選抜方法の検証の体制については、入試・司法試験担当委員として専任教員4名は、入試センターの事務職員との連携により、過去の入学者選抜における評価と、合格者の入学後の成績・新司法試験の成績との相関性など、客観的データによる検証の作業に恒常的に取り組むものとする。

学生収容定員の管理については、法科大学院進学希望者の激減から、本学では大幅な定員不足の危惧がある。そこで、2013年度より定員を設置時に比べ半減となる25名とし、また入学試験制度も改革し、定員の確保を目指している。